

平成28年度 新規学卒者の職業紹介業務年間計画

上越公共職業安定所

実施月	実施項目	実施内容	実施時期	実施協力区分		
				大学等	高校	中学
4月	1. 進路希望等状況調査の実施	・新潟県・新潟労働局による進路動向調査	4月		○	○
	3. 進路指導担当およびクラス担任との連携会議の実施	・各校からの要請、安定所からの働きかけにより、早期に学生の就職支援体制を確立するため実施	4月		○	
	5. 新規大学等卒業予定者の求職動向調査	・新規大学等卒業予定者及び県内就職希望者の把握	4月中旬	○		
	6. 新規学卒者職業紹介業務打ち合わせ会議の開催	・上越・妙高市、上越・新井商工会議所、新潟県雇用環境整備財団、上越地域振興局との学卒年間計画等の打ち合わせ会議	4月13日			
	7. 第1回高等学校職業指導担当者連絡会議の開催	・学卒業業務年間計画、各学校とハローワークの連携、職業意識形成事業にかかる取扱いの確認	4月25日		○	
	8. インターンシップ受け入れ可能事業所の調査	・中学生、高校生のインターンシップ、職場見学の受け入れ可否について調査を実施	4月下旬			
5月	1. 新規高卒就職者の職場定着指導の実施	・管内事業所への新規高卒就職者およびその事業主に対し、職場への定着を目的として実施	5月以降随時		○	
6月	1. 学卒求人申込説明会の開催	・公正採用選考、早期求人申込を主題に事業主指導及び依頼、学校訪問関係資料の配布	6月3日	○	○	
	2. 新規大学等卒業予定者の選考活動解禁	・平成28年から昨年（8月1日）より日程変更	6月1日以降	○		
	3. 高校・中学求人受理開始	・新規高卒、中卒予定者の求人受理開始	6月20日以降		○	○
	4. 就職希望者に対するセミナーの開催	・厚生労働省主催による高卒予定就職希望者対象の就職準備セミナーの開催	6月～8月		○	
7月	1. 高卒求人情報の公開	・新規高卒対象求人公開開始 管内求人票の各高校への連絡 高卒就職情報WEB提供サービス上での情報公開	7月1日以降		○	
	2. 求人者の学校訪問開始	・求人申込事業所による学校訪問活動の解禁	7月1日以降		○	
	3. 応募前職場見学の実施	・高校生を対象に実施	7月1日以降		○	
	4. 管内高卒求人情報一覧表の作成・配布	・6月中に受理した高卒求人情報一覧表の作成および各安定所・管内高校への配布	7月上旬		○	
	5. 高校生対象応募前企業説明会	・上越市並びに妙高市内の事業所を参集 高校生向け企業説明会を実施	7月12日		○	
	6. 学卒就職者初任給情報の作成	・新潟労働局からの新規学校卒業生初任給情報により（速報値）を作成、求人者へ情報提供	7月中	○	○	
	7. 第2回高等学校職業指導担当者連絡会議の開催	・応募書類等の推薦・選考開始に伴う事務手続きを主題に検討、協議	7月下旬		○	
9月	1. 高卒予定者の推薦開始	・高校から求人事業所に対する推薦開始	9月5日以降		○	
	2. 応募書類の引渡し	・求人事業所への応募書類の引渡しおよび、公正採用選考に係る事業所指導の実施	9月5日（予定）		○	
	3. 高卒予定者の選考開始	・応募者の就職選考開始	9月16日以降		○	

平成28年度 新規学卒者の職業紹介業務年間計画

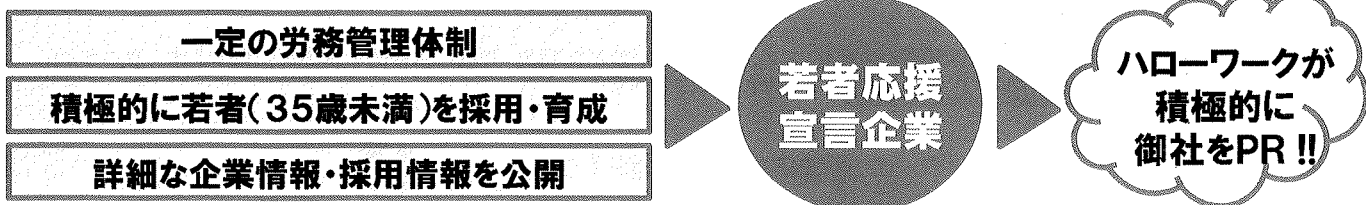
上越公共職業安定所

実施月	実施項目	実施内容	実施時期	実施協力区分		
				大学等	高校	中学
11月	1. 高卒未内定者の複数応募可能	・未内定者について1人2社までの応募可能	11月1日以降		○	
	2. 中卒就職希望者の状況確認	・管内各中学校に対し、就職希望者の動向把握	11月中			○
	3. 中卒就職希望者に対する個別支援の実施	・各校からの要請により実施	11月以降			○
12月	1. 中卒予定者の選考開始	・応募者の就職選考開始	12月1日以降			○
2月	1. 第3回高等学校職業指導担当者連絡会議の開催	・年度実施業務の反省、検討および次年度の学卒業業務計画を主題に討議	2月中		○	
	2. 社会人準備セミナーの開催	・新潟労働局主催により就職内定者対象のセミナーの開催	2月中		○	
	3. 学卒未充足求人事業所対策の実施	・学卒未充足求人事業所に対して、一般求人への切替を依頼	2月下旬	○		
3月	1. 新規大学等卒業予定者対象求人受理開始	・新規大学等卒業予定者対象求人受理開始 (公共職業安定機関による公示は6月1日より)	3月1日以降	○		
年間	1. 事業主への求人要請・開拓の実施	・訪問及び文書による求人開拓の実施		○	○	
	2. 職業意識形成支援事業の実施	・職業講話、職業適性検査、ジュニアインターンシップ等、各校からの要請により連携を図りつつ事業を実施			○	○
	3. 高等学校への訪問実施	・高卒卒業予定者の個別職業相談・面接練習の実施			○	
	4. 大学等への訪問実施	・各校からの要請により、新規大卒等卒業予定者に対する訪問面談、個別指導の実施		○		
	5. 進路指導担当者向けセミナー	クラス担任等に、生徒の就職指導に係るセミナーを実施		○	○	
	6. 保護者セミナーの実施	・PTA総会等の機会を捉え、保護者に対する研修会を実施			○	○
	7. 若年就職者の職場定着指導の実施	・ジョブサポーターにより紹介就職した若年者およびその事業主に対し、職場への定着を目的として実施		○	○	○
その他	1. 新規高卒未内定者対象求人説明会の開催	・未内定者対策として、上越・妙高地域の事業所による求人説明会を開催	11月以降 必要に応じて		○	

# 若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さま 「若者応援宣言企業」になりませんか？

## 「若者応援宣言企業」とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)を対象とした求人を提出または募集を行っており、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として、都道府県労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。



## 「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」※1等に企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極であることを対外的にアピールすることができます。※2

※1 ポータルサイトのURL : <http://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action>

※2 ただし、「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

## どんな企業が「若者応援宣言企業」になることができるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人※3など、若者対象の正社員※4の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	下記の雇用情報項目について公表していること 【新卒者や35歳未満の若者の採用者数・離職者数、研修内容、前年度の月平均所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)】
4	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
5	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
6	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
7	重大な労働関係法令違反を行っていないこと 等

※3 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

※4 ここでいう正社員とは、直接雇用であり、雇用期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

# 「若者応援宣言企業」になるまでの流れ

## ① 求人提出又は募集

ハローワーク等の職業紹介機関に学卒求人・一般求人を提出、または自社で学卒者や若者を募集  
 ※直接雇用で、期間の定めがない、いわゆる正社員の求人・募集であることが必要です。  
 さらに、必要な経験が「不問」であることも必要です。

## ② 「宣言基準」の確認

- 若者の採用や人材育成に積極的に取り組んでいること
- 雇用情報項目を公表していること
- 重大な労働関係法令違反を行っていないこと

ほか  
 ※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

## ③ 若者応援宣言

「若者応援宣言企業」として厚生労働省のポータルサイトなどで企業情報を公開  
 ● 宣言された日から原則、その日が属する年度の末日まで「若者応援宣言企業」の名称を使用できます。

## 企業情報(PRシート)掲載例

このような情報が若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイトに掲載されます。

### 若者応援宣言企業PRシート



事業所名	(フリガナ) ニホンワカモノケンキュウジョ (株)日本若者研究所		写真1		写真2		写真3				
所在地	〒111-1111 千代田区九段南1-1-1										
事業内容	ネットワーク技術やセンサ技術など当社の特長ある技術アセットと幅広いS1ノウハウ・顧客アセットを融合し、国内外の金融機関などに向けて、安全、安心で効率的な社会ソリューションを提供します。										
従業員数	10	事業所番号	2522-3456789								
正社員の募集、 定着状況	新卒者等 ※1			新卒者等以外(35歳未満)			(社長) 将来、会社の先頭に立ってもらえるような方からの応募をお待ちしています。 (先輩職員) 未経験でもやる気のある方大歓迎です！				
	募集状況 ※2	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前				3年度前	
	採用者数	(男性) 10 (女性) 10 (合計) 20	10	10	10	10				10	10
	定着者数	10	15	20	10	15				20	
平均継続勤務年数	20.5 年		前年度の有給休暇の 平均取得日数		7 日/年			求める人物像・ 選考基準	元気が良くチャレンジ精神旺盛な方		
前年度の育児休業の 取得状況 ※3	(男性) 10 人 / 10 人 (女性) 20 人 / 20 人	前年度の月平均 所定外労働時間		(月平均) 20 時間							
役員・管理職の女性割合	(役員) 20 %	(管理職) 20 %	福利厚生制度 社会保険、社員旅行								
研修制度	新人研修	インターンシップ受入		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 ・実施できる内容： 介護補助業務作業 ・受入可能時期： 1月 ・受入人数： 20							
自己啓発 支援制度	技能免許取得費用負担	職場見学・職場 体験の受入		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否 ・実施できる内容： 職場見学 ・受入可能時期： 12月 ・受入人数： 10							
キャリア・コンサル ティング制度	キャリア・コンサルティング	出張講話の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 求人番号 <input type="text" value="11111-11111111"/> <input type="text" value="11111-11111111"/>							
メンター制度	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	社内検定制度		非正規の職場 情報 ※4		育児休業取得率50% 所定外労働時間実績5時間					
企業HP	http://www.mhw.go.jp/		備考		ユースエール認定を目指して、有給休暇所得日数アップのための「1月1休暇」運動を推進中。						
企業採用ページ	http://www.mhw.go.jp/										

○事業所PRシートをご覧になった方へ！  
 この事業所PRシートは、35歳未満の方を対象とした内容（「若者応援宣言企業」）となっております。予めご了承下さい。  
 ○事業所番号、求人番号はハローワークで求人を受理した場合に記載されます。なお、既に充足している場合、求人番号が空欄になるかリンク先においてその旨表示されます。

- ※1 新規学校卒業者及び既卒3年以内の者で新規学校卒業者と同等の処遇を行う正社員に就職した者。
- ※2 正社員の募集を行った年度に○を付している。
- ※3 直近の3事業年度の取得実績について記載。【男性】育児休業等の取得者数/配偶者が出産した男性労働者の数【女性】期間内の取得者数/出産した労働者の数（対象者なしの場合は「—」）。
- ※4 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績等についての自由記述欄。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(H27.11)

# 若者雇用促進法に基づく 新たな認定制度が始まります！

～平成27年10月1日からスタート～

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

## Q 認定を受けると、どんなメリットがありますか？

**A** 認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワーク等で重点的PRの実施	「県内ハローワーク」や「新潟新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイト※ <sup>1</sup> にも企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告などに付けることができます※ <sup>2</sup> 。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成措置を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 (裏面の参考情報参照)

※<sup>1</sup> ポータルサイトは、11月頃の公開を予定しています。

※<sup>2</sup> 認定マークについては、現在検討中です。決定次第、厚生労働省から発表します。(11月頃公表予定)

## Q どのような企業が認定企業になることができますか？

**A** 裏面に記載されている認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

## Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

**A** 認定企業となるためには、事業主の住所を管轄するハローワーク経由で新潟労働局へ申請が必要です。裏面の認定基準を満たしていることを確認した後、各ハローワーク経由で認定通知書を交付します。

※認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細については、新潟労働局又は県内ハローワークへお問い合わせください。



## <認定基準>

1	学卒求人※ <sup>1</sup> など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること※ <sup>2</sup>	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</li> <li>・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下</li> <li>・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下</li> <li>・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上</li> <li>・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※<sup>3</sup></li> </ul>
4	右の雇用情報項目について公表していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数・男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数</li> <li>・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合</li> <li>・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の年平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）</li> </ul>
5	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
6	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
7	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと。	
8	重大な労働関係法令違反を行っていないこと	

※1 大卒等求人については、「既卒3年以内の既卒者の応募可」であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※3 男女ともに育児休業等の取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

## <参考：若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について>

各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。新潟労働局助成金センター又は県内ハローワークへお問い合わせください。

URL : [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

雇用関係助成金

検索

### 1. キャリアアップ助成金

認定企業が35歳未満の有期契約労働者等を正規雇用等へ転換する場合、1人当たり最大50万円のところ、10万円を加算し60万円を支給する。

◆支給額は企業規模などにより異なる。また、多様な正社員コースを活用した場合も10万円の加算措置あり。

### 2. キャリア形成促進助成金

認定企業が「若年人材育成コース」（採用後5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を実施）を活用した場合、経費助成率を最大1/2から2/3に引き上げる。

◆助成率は企業規模などにより異なる。

### 3. トライアル雇用奨励金

認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円を支給する（最長3カ月間）。

詳しくは、新潟労働局、県内ハローワークへお問い合わせください。



# 農研機構

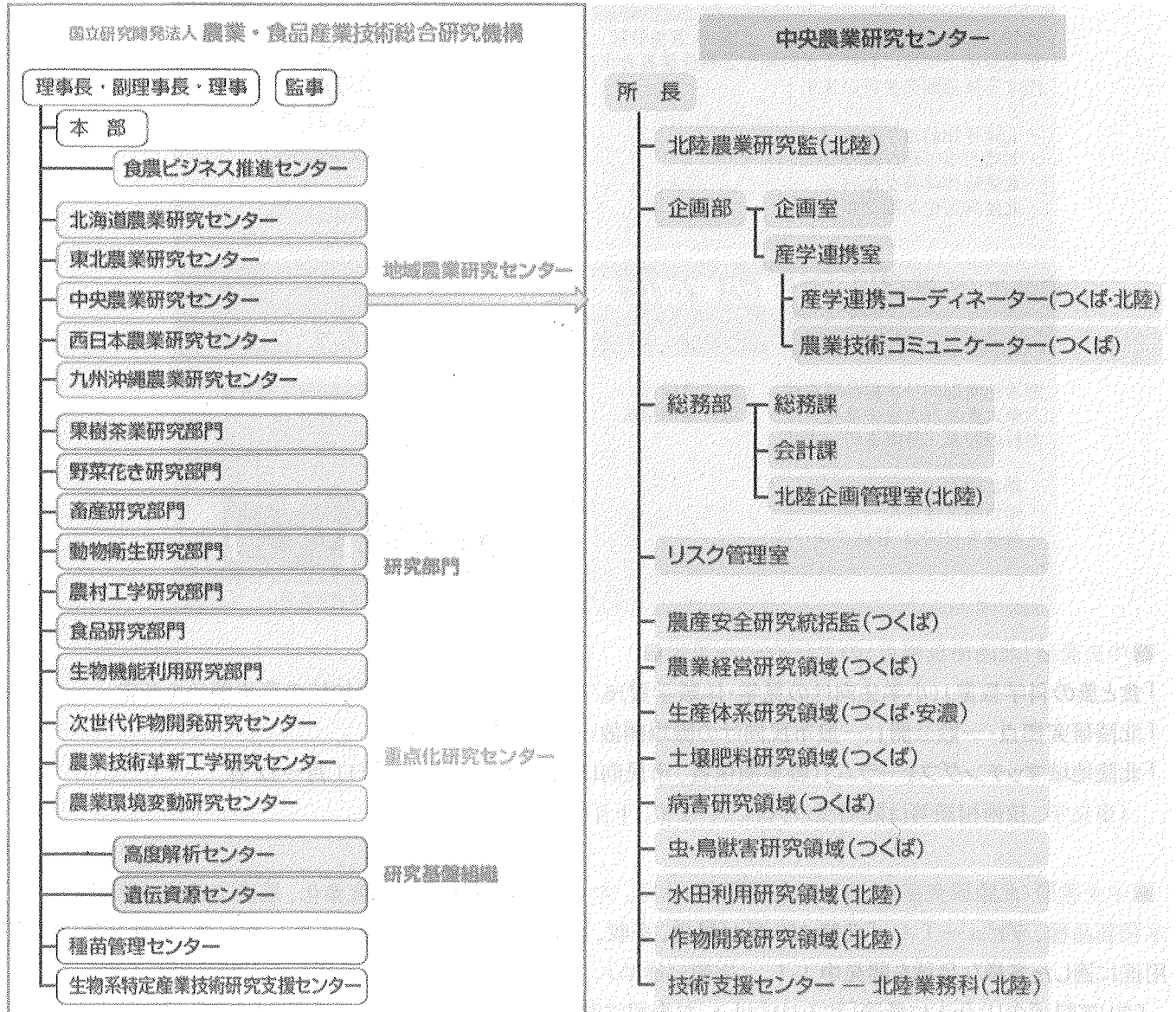
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

「のうけんきこう」と呼んで下さい！！

## 農研機構 中央農業研究センター(北陸研究拠点) 上越市稲田 1-2-1

2016年4月1日、新しい「農研機構」が誕生しました。～社会に貢献する農研機構を目指します～

農研機構は、(研)農業生物資源研究所、(研)農業環境技術研究所および(独)種苗管理センターと統合し、一つの国立研究開発法人となりました。中央農研は、関東東海北陸地域を担当する地域農業研究センターです。



■組織概要■ 1)農研機構の成果を社会に早く送り出すために産学官連携の仕組みを強化します。農研機構全体の産学官連携を食農ビジネス推進センターが主導し、ユーザーのニーズを優先したマーケットイン型研究に取り組みます。2)北海道から九州に設置する5つの地域農業研究センターは農研機構の技術を世に出すフロントライン(前線)として、地域の農業研究におけるハブの役目を担います。3)研究の基幹となる専門組織として7つの研究部門を置きますが、これらは地域農業研究を支える本隊の役割も果たします。4)現下の重要政策課題に対応した組織として、次世代作物開発研究センター等3つの重点化研究センターを設置します。5)種苗管理センターは、引き続き農研機構等で開発したばれいしょ及びさとうきびの種苗(原原種)の配布や、品種登録のための栽培試験等を行うとともに、生物系特定産業技術研究支援センターは、研究資金の提供を通じて外部の研究を支援する組織に特化します。

新しい農研機構は、農業・食品産業におけるわが国最大の研究開発機関として、農学各分野における農研機構内外のネットワークと連携はもとより、国際農林水産業研究センターや海外機関・国際機関との連携を強化し、農業・食品産業の成長産業化に向けた先導的・基盤的・中核的な研究開発を進めていきます。(全ての分野を網羅)

(新法人の職員数は約3千4百名、そのうち研究職員は約1千9百名)


農研機構の組織再編に伴い、

中央農業総合研究センター北陸研究センターは、中央農業研究センター(北陸研究拠点)と名称変更して再スタートしました(本所は、茨城県つくば市)。これまでと同様に、北陸地域の農業・農業経営が抱える課題の解決を図り、社会の期待に応えられる研究および技術の開発と普及に取り組みます。北陸には2つの研究領域が所在しています。

**北陸地域における水田利用の高度化に関する研究**  
(水田利用研究領域)

作物の低コスト多収栽培技術、土壌・病害虫管理、及び積雪重粘土地域における水田輪作と農作業省力化に関する技術開発を行います

- ・北陸作物栽培グループ
- ・北陸土壌管理グループ
- ・北陸輪作体系グループ
- ・北陸病害虫防除グループ




高速耕うん同時竝立播種機

**新たな作物品種の育成に関する研究**  
(作物開発研究領域)

寒冷地南部向け水稻品種育成、北陸地域向け六条大麦及び大豆の品種育成、水稻育種用遺伝素材の開発・評価を行います

- ・稲育種グループ
- ・畑作物育種グループ
- ・育種素材開発・評価グループ



水稻品種の評価選抜圃場

■中央農研(北陸研究拠点)の主なイベント予定■

「食と農の科学教室」(小学生向けの見学・体験学習)6/28~7/1 ※4/下に参加校の募集開始を予定

「北陸研究拠点・一般公開」(一般市民向けの職場開放・見学会)8月下旬

「北陸地域マッチングフォーラム」(農業関係者、市民向け成果発表・技術相談)11月~12月

(※見学、技術相談等は随時受け入れています。下記にお問合せを)

■中央農研(北陸研究拠点)育成の新品種等(水稻、大麦、ソバ)■(農業6次産業化、農商工連携の素材に)

・水稻新品種、デビュー!! 「北陸255号」(早生、多収、極良食味)、「北陸糯236号」ただ今、品種登録出願中

・用途に適した多様な品種を開発中!! ※使い途やメニューに応じて、お米の品種を選ぶ時代です!!

イタリア料理のリゾットに最適「和みリゾット」、お寿司に適した「笑みの絆」、コスパの高い「キヌヒカリ」

カレーライスにピッタリ「華麗舞」、冷めてもおいしい「みずほの輝き」は、市内のJA直売所やスーパーで販売中

・六条大麦で本格麦焼酎ができる「ゆきみ六条」(食物繊維が豊富で、クッキー等のお菓子にも適しています)

・育てやすく、食物繊維(β-グルカン)が豊富なモチ性大麦の新系統も開発しています(品種出願準備中)

・上越ではおなじみのソバ品種「とよむすめ」(上越や十日町地域を中心に定着、ルテインが豊富、おいしい)

◆お問合せ:農研機構 中央農研(北陸研究拠点) 〒943-0193 上越市稲田1-2-1

北陸企画管理室 025-523-4131(代) 企画連携チーム 025-526-3215(直)

産学連携コーディネーター 025-526-3240(直)



## こどもセンター子育て講座

# 子育てしやすい 思いやりのある 職場環境をめざして

- こどもセンター子育て講座は、男女ともに子育てしやすい社会を実現し、地域全体で子育てを支援していく環境をつくることを目的としています。
- 子育てだけでなく、家庭や職場でのコミュニケーションづくりのヒントになります。



▲クイズやワークショップを織り交ぜた参加型で体験的な講座

### 講座の概要

#### ○時間

1時間

#### ○主な内容

- ・子育ての現状をクイズ形式で受講者に答えてもらいながら説明します。
- ・子どもとのコミュニケーションの取り方を、グループに分かれワークショップ形式で説明します。
- ・市の子育て支援策やこどもセンターを紹介します。

#### ○対象

企業（従業員やその雇用主）や  
団体の皆さん

- ・1講座あたり10人～100人程度

#### ○費用

無料

#### ○会場

実施企業等で場所の提供をお願いします。

### 子育て支援が企業にもたらす効果

#### ○企業活動の安定

- ・従業員の士気の高揚
- ・企業への愛着の醸成
- ・従業員の定着議題
- ・充実した生活により人間性が豊かに

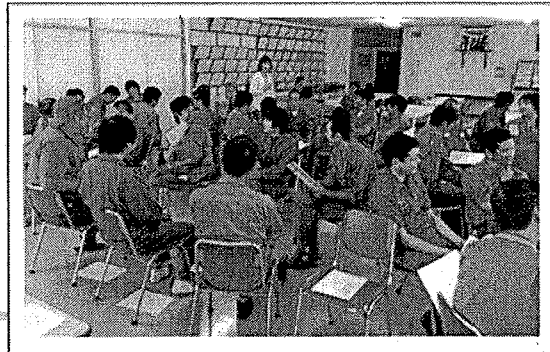
#### ○企業イメージの向上

- ・意欲や能力のある新たな人材の確保

#### ○企業活動の継続

- ・少子化傾向の改善による将来の労働力、消費者の確保

お互いをほめあうことで思わず笑顔  
(27年度実施講座)



### 講座を受けての声 ～アンケートより～

- 普段の仲間とのワークショップが新鮮で、楽しく体験できた。
- 子どもがいるいないに関わらず、子どもを取り巻く問題を考えることが出来ただけでなく、大人の世界にも通じることがたくさんあった。
- 自己肯定感や傾聴など、心理的アプローチで興味深かった。
- 人としての根幹は職場だけではない。良い家庭環境が良い仕事につながるのだと思う。

### 講座実施までの流れ

- 申し込み（申込用紙をこどもセンターに提出）
- ▶ 日程調整（実施日時、事前打合せ日時等）
  - ▶ 事前打合せ（実施内容、当日の流れ等の相談）
  - ▶ 講座の実施（実施後、アンケートにお答えいただきます）

### 申込み・問合せ

上越市こどもセンター  
TEL・FAX 025-527-3617  
担当：大橋、若林

## 子育て講座申込用紙

企業・団体名		
所在地		
担当者名	(所属)	(氏名)
担当者連絡先	(電話)	(FAX)
受講希望日時等	※ご希望の日時、時期等がありましたらお書きください。	

平成 28 年度前期開催日

4 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※ □ の日が開設日です。

地域ができるネウボラ型支援事業

# 子育て応援 ちょこっとさん

=先輩ママ×保育士がお待ちしています。

認定NPO法人

マミーズ・ネット

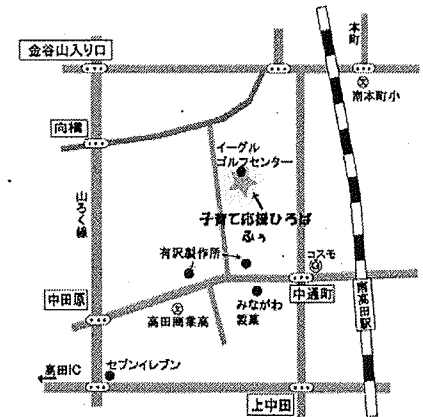
TEL 025-526-1099

(TEL対応は月水木金の

9:30~15:30)

〒943-0882 上越市中田原1

メール info@mammies.jp



本事業は新潟県少子化対策モデル事業として行っています

実家の親に聞いても「わからない」って言われちゃった…時代も違うしなま。

ネットにはこう書いてあったけど…本当かな？誰かにちょっと聞きたい！

こんなとき、先輩ママたちはどうやって乗り切ったの？

## ちょこっとさんと話せる日

【平成28年度の開設日】

開設日時 月曜および水曜  
(祝祭日、年末年始、毎月第3水曜を除く)  
9:30~12:30

開設場所 子育て応援ひろば ふう  
上越市中田原1  
イーグルゴルフセンター内

利用料 無料・登録や予約不要  
対象 妊婦さん・子育て中の人

ちょこっと来てみて

ちょこっと話していかない？

おうちでママと赤ちゃん2人きりのときの「困った!!」

実家は遠方、困った時に頼れる知り合いもいない…どうしたらいいの??

## ちょこっと SOS 出動 について

受付：平日の9:00~15:00 (土日祝はなし)  
対象：ママと入園前のお子さん  
☆事前登録(無料)が必要です。

解決の手段を一緒に考えたり、状況に応じてスタッフが訪問。ちょこっと育児のお手伝いをします。

家でゆっくりしたい…「ちょっとお願い!!」

ちょこっとだけ預かってもらえたら助かるな。

## ちょこっと 預かり について

預かり日時：月曜・水曜 9:30~12:30  
(祝祭日、年末年始、毎月第3水曜を除く)

対象：生後6ヶ月~入園前のお子さん  
1日1組(登録が必要です・登録無料)

利用料：1時間300円 その後は10分ごとに50円  
※1時間未満の場合は、300円になります。

予約：2週間前の同曜日(祝日の場合はその翌日)から受付ます。  
※持ち物等、詳細については、登録の際にご確認ください。

☆当日スムーズにお預かりするために☆  
最初にお預けになる前に「ちょこっとさんがいる日」においてください。その際に詳しい説明をさせていただきます

1日1家族限定!  
アットホームな雰囲気でお預かり。ママの時間をつくりませんか。

### 「ネウボラ」って…?

ネウボラとは、フィンランド語で“ネウボ(neuvo)=アドバイザー”“ラ(la)=場所”、つまり「助言をする場」という意味。私たちは地域でできるネウボラ型支援として、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する「ちょこっとさん」を提案します。